

光嚴院政の展開と出雲国横田莊

——東京大学史料編纂所所蔵『出雲岩屋寺文書』を中心にして——

杉山 嶽

はじめに

東京大学史料編纂所には、『出雲岩屋寺文書』と題する一巻の巻子本⁽¹⁾が所蔵されている。その内容は、出雲国横田莊内に散在した岩屋寺領に関する文書の案文で、私見によれば室町期に作成された二つの具書案をのちに一巻に成卷したものである【表】。このうち、(一) 貞和三年五月八日「柳原資明書状案」は(二六)と、(二) 同年月日「光嚴上皇院宣案」は(二五)とそれぞれ同文であり、内容の上からは二十五通の文書の案文を収めていることになる。

これらの文書は、南北朝期における出雲国横田莊の性格を示すのみならず、光嚴上皇の院政下で興行された雜訴沙汰の在り方を具体的に示す貴重な史料であり、つとに松岡久人編『南北朝遺文』中国四国編—第二卷に翻刻されている。しかし、同書は編年史料集であることから具書案を分割して各々の案文の年紀にかけて収録しているため、そこからもとの具書案の秩序を復元することは困難である。そのこともあってか、これらの文書を全体的に利用した研究はなされていないのである。

そこで本稿では、この『出雲岩屋寺文書』を改めて翻刻・紹介しつつ、

それを主な素材として光嚴院政下における雜訴沙汰の在り方について考えてみたい。

そこで、まずは南北朝期に至る出雲国横田莊と岩屋寺の歴史的変遷について、章を改めて概観しておくこととする。

一 出雲国横田莊と岩屋寺

(一) 治承・寿永の乱と地頭請の成立

横田莊は、出雲国仁多郡（現・島根県奥出雲町横田）に所在し、出雲と備後・伯耆の国境の山間部に位置した莊園であり、その史的展開の概要については、高橋一郎氏による一連の研究がある。⁽³⁾ただし鎌倉後期における同莊の在り方は、本文書群によつてはじめて知られるところが多く、またその他の問題についても再考すべき論点があることから、煩を厭わざ敢えて同莊について概略を述べることとする。

これまでの研究により指摘されているとおり、その初見史料は保元三年（一一五八）十二月三日の「左弁官下文」に石清水八幡宮寺領として「横田別宮」とみえるものである。これは、従前の宮寺別当・極樂寺院主が寺領を私的に処分してきたことの弊害から、今後はこのような私的

[表] 東京大学史料編纂所所蔵『出雲岩屋寺文書』所収文書

通番 文書番号	小番号	年 月 日	文 書 名	差 出	宛 所	翻 刻	備 考
1	1	0	出雲國横田莊内岩屋寺領關係文書卷①	賀明 (柳原)	惠鎮上人御房	〔南〕2-1537	2(か)に別案文、
1	1	1〈貞和三〉五月八日	柳原資明書状案	資明 (柳原)	前民部少輔 (日野基種) 殿	〔南〕2-1536	2(か)に別案文、
2	1	2〈貞和三〉五月八日	光啟上皇院宣案	資明 (柳原)	〔南〕2-1567		
3	1	3〈貞和三〉八月十日	出雲國横田莊雜掌良円請文案	雜掌 (良円) <請文>		〔南〕2-1572	
4	1	4〈貞和三〉八月廿七日	出雲國横田莊給主日野基種避狀案	基種 (日野)	謹上〈岩屋寺〉衆徒御中	〔南〕2-1578	
5	1	5〈貞和三〉九月四日	惠鎮書狀案	沙門円觀		〔南〕2-1580	
6	1	6〈貞和三〉九月十七日	日野基種避狀案	基種 (日野)		〔南〕2-1602	影写本の内に正文、宛所は正文による、
7	1	7貞和三年十二月七日	雜語沙汰詳定目録案		(出雲國横田莊岩屋寺)	〔南〕2-1602	影写本の内に正文、宛所は正文による、
8	1	8正和貞和三年三月五日	尼妙音寺進狀案 (前次)				
9	1	9(貞和三年五月)	出雲國横田莊内岩屋寺領目錄案	出雲國横田莊内岩屋寺住持弘円		〔南〕2-1207	
10	2	0	出雲國横田莊内岩屋寺領關係文書卷②				
10	2	1康永元年十一月 日	出雲國岩屋寺院主祐円申狀案 (前次)	(出雲國横田莊内岩屋寺院主祐円)		〔南〕2-1213	
11	2	2康永元年十一月十日	出雲國岩屋寺目安案			〔南〕2-1207	
12	2	3〈康永元〉十一月廿一日	光嚴上皇院宣案	資明 (柳原)	前民部少輔 (日野基種) 殿	〔南〕2-1209	
13	2	4〈康永元〉十二月十二日	光嚴上皇院宣案	資明 (柳原)	前民部少輔 (日野基種) 殿	〔南〕2-1217	
14	2	5〈康永元〉十一月 日	出雲國横田莊雜掌良円請文案	雜掌良円 <請文>	〔南〕2-1214		
15	2	6(康永元年)十二月十九日	日野基種請文案	基種 (日野)	〔南〕2-1219		
16	2	7〈康永元〉十二月廿五日	出雲國岩屋寺院主祐円重申狀案	出雲國横田莊内岩屋寺院主祐円		〔南〕2-1221	
17	2	8〈康永二〉八月廿二日	光嚴上皇院宣案	資明 (柳原)	前大學頭 (日野行光) 殿	〔南〕2-1288	
18	2	9康永二年十一月 日	出雲國岩屋寺院主祐圓重申狀案	出雲國横田莊内岩屋寺院主祐圓		〔南〕2-1309	
19	2	10〈康永二〉十二月十二日	光嚴上皇院宣案	資明 (柳原)	前民部少輔 (日野基種) 殿	〔南〕2-1309	
20	2	11康永二年十二月 日	出雲國横田莊雜掌良円目安狀案	(良円)		〔南〕2-1316	
21	2	12〈康永二〉十二月十四日	日野基種請文案	基種 (日野)		〔南〕2-1312	
22	2	13康永三年六月九日	出雲國岩屋寺院主祐圓申狀案	僧祐圓		〔南〕2-1341	
23	2	14〈康永四〉十一月七日	柳原資明書狀案	(柳原資明)	前民部少輔 (日野基種) 殿	〔南〕2-1433	
24	2	15貞和三年五月 日	出雲國岩屋寺雜掌道源申狀案	出雲國横田莊内岩屋寺雜掌道源		〔南〕2-1545	
25	2	16〈貞和三〉五月八日	光嚴上皇院宣案	資明 (柳原)	前民部少輔 (日野基種) 殿	〔南〕2-1536	(2)に別案文、
26	2	17〈貞和三〉五月八日	柳原資明書狀案	資明 (柳原)	惠鎮上人御房	〔南〕2-1537	(1)に別案文、
27	2	18貞和三年十二月九日	光嚴上皇院宣案	日野大納言家 (柳原資明) / 在判	惠鎮上人御房	〔南〕2-1603	

処分を禁止するとともに、由緒があつて知行している領家・預所・下司・

公文であつても子孫断絶の場合には本所に付すことを求めた宮寺別当・極樂寺院主の勝清の訴えを受けて出されたものである。「別宮」という存在は、石清水八幡宮の分靈を勧請した八幡信仰の中心機関であるとともに、付属の莊園經營を通して神事用途・社家用途の徵収にあたる經濟機關としての側面を有していた。⁽⁵⁾ この文書には「宮寺領」として三十四カ国に所在する百余カ所の寺領が書き上げられているが、出雲国の項には山陰道ではもつとも多い八カ所の別宮が記されており、横田別宮はその冒頭に掲げられている。横田別宮の成立時期は明らかではないものの、横田莊は、横田別宮を中心として発展し、十二世紀にはすでに出雲国内の石清水八幡宮寺領として重要な位置を占めていたということができるだろう。

次に、横田莊の歴史的展開を考える上で重要な画期となるのは、治承・寿永の内乱である。

益田家文書に伝来している元暦元年（一一八四）五月日「梶原景時下文案」⁽⁶⁾によれば、「出雲國謀叛輩、岐須木次郎兄弟武人・横田兵衛尉等」とみえる。この文書は、「石見國の健児・非違両直、押領使・御家人・在庁官人」に出雲国に進攻して岐須木兄弟や横田兵衛尉等「平家方人」を追討するよう命じたものであるが、その文言よりみて当該期に発給された文書の案文とは言いがたく、したがつてそこに記されている内容をそのまま真実と受け取ることはできない。しかし、翌元暦二年正月九日に出された「源頼朝袖判下文案」⁽⁷⁾によれば、平家追討の過程で武士による年貢抑留や狼藉が行われた莊園の一つとして「横田庄」がみえ、また

追討を受けたことは史実とみてよからう。

前掲『横田町誌』は、横田莊は横田氏が石清水八幡宮を領家と仰いで成立した寄贈地系莊園であった可能性を指摘しているが⁽⁸⁾、同莊の成立過程はともかく、横田莊に基盤を置き、その現地支配にあたつてきたと考えられる横田氏が平家方人として没落したことにより、石清水八幡宮寺による横田莊支配も新たな段階を迎えるのである。

横田氏没落後、石清水八幡宮寺による横田莊支配は、どのように展開したのであらうか。前掲「源頼朝袖判下文案」により、武士による年貢の抑留や兵糧米の賦課が停止された後、十二世紀末から十三世紀初頭における横田莊の様相を知り得る史料は見いだし得ない。宮寺としては、如何にして寺領支配を全うするのか、京より公文を派遣するような形で試行錯誤を続けていたものと考えられる。

そして、宮寺と横田莊との関係は、近隣の三所郷の地頭三所（三處）氏の登場により新たな展開をみせることとなる。その過程を具体的に示す史料が蓬左文庫所蔵（金沢文庫本）『資民要術』紙背文書に残されている。やや長文の文書ではあるが、横田莊の史的展開をもつとよく示すものであり、次に全文を掲げる。

【史料一】 石清水八幡宮雜掌祐範申状案⁽⁹⁾

□^{〔八幡〕}宮寺雜掌所司法橋祐範申

□^{〔欲〕}早言上関東、預中分御成敗、當宮神領出雲國横田庄

□^{〔副〕}間事
進

一通 関東御下知状案^{〔寛喜元年七月廿六日〕}

公事料錢春五十貫・秋五十貫慥可済事、

として「横田兵衛尉維行」の名があることから、治承・寿永の内乱に際し、横田莊を名字の地とする武士団横田氏が平家方に参じ、源氏による

停止地頭請所、可為本所進止事、

一通

六波羅殿御返事案付前地頭御代官景長願状案
文永六年六月廿四日

一通

前地頭御代官実綱返状案同八年三月十八日
同月廿五日

一通

神用鉄并公事料錢等年々未進注文

一通

閑東御教書案今年正月廿九日

(紙継目)

一通 当地頭御代官実直請文案

□□庄者、宮寺根本之神領、重役異他之地也、因茲當神社用無懈怠、

□□前地頭三處左衛門尉長綱捧請文於宮寺、令懇望預所職之間、

□補此職畢、長綱知行之時者、無懈怠之處、後家尼知行之後追年致

解怠之間、任彼請文之旨、自本所雖可庄務、先令訴申子細於閑東、

□重料并鉄等、慥無懈怠可令致沙汰之由、寛喜元年被成御下知、

□彼御下知、宮寺致沙汰之處、背請文猶致懈怠之間、請所之儀者、

□之和与也、止之如元自宮寺成下預所、可致其沙汰之由、重令訴申

□處、如貞永元年八月廿九日御下知狀者、請所事、可為本所進止

□□自宮寺成下預所、令所務畢、而長綱後家尼無年貢未進之由

□掠申、糾明進未、可被注申之由、去貞永元年十二月一日被進閑東

□責於六波羅殿之間、擬被尋決之處、彼尼令懇望于本所天公事料

□□貢鉄等、不可致懈怠之由、重請申之畢、仍無懈怠者猶可為請所

□仰下之間、御年貢鉄并公事料錢、任長綱請文、致其沙汰處、自去

□□年、云御年貢鉄、云公事料錢、年々未進莫太之間、度々就訴申

(紙継目)

□□料錢、未進已以莫太也、早被懸地頭御代官可弁償之由、可蒙御公事

□之旨去年令言上之處、今年正月廿九日被下御教書云、八幡宮領

□□國横田庄雜掌申年貢未濟事、檢校宮清法印狀副駁狀具書

□□云、八幡宮領出雲国横田庄雜掌申年貢未濟事、去正月廿九日

□□付當地頭御代官之處、去五月五日請文云、出雲国横田御庄雜掌

□□八幡宮御年貢未濟由事、去正月廿九日閑東御教書累文并三月

□□波羅殿御教書同四月廿九日到来、畏拝見仕候畢、此条自去年四

□□比、當庄者當地頭殿御給之間、同秋分御公事料錢伍拾貫文、令

□□候畢、御年貢鉄并春分御公事料錢伍拾貫文、去三月之比、運

□□畢、此上者全無未進候、當御知行以前事者、不知子細候歟云云、

□□

(紙継目)

□於去年分五十貫者(マ)、不可有沙汰由歟、若然者去年收納以前御知行之

□□稱為自四月比之御給、春分公事料錢五十貫文何可有難済乎、於彼

□□貫文者不日可有其弁歟、次同請文云、當御知行以前事者扶持子細、

□□當御知行以前云年貢鉄云公事料錢多年未進對捍之間、先司御□

□自社家被訴申其子細畢、其時地頭御代官景長・実綱等□□

□□貫文者不日可有其弁歟、次同請文云、當御知行以上者、爭無其

□哉、凡新司雖為他人、八幡宮嚴重之神用物、懸于新司可有沙汰之

□□訴申之處、適為當地頭殿御沙汰之上者年々之未進何無其沙汰□、

□□前司御時之未進、云新司去年春分之未進、連々宮寺雜掌所司□

□□子細之條、往復非無其煩、然者、以當庄欲被中分者也、地頭所出□

□□實綱、無沙汰之條又以同前、仍宮寺度々令訴申之上、直相触実綱

任三

□□進承伏之條、具兩度狀歟、自文永二年至去々年、云御年貢鉄云

□□ヲ令申之許也、然間不相待六波羅殿御注進、直所令言上、可

□□分之由也、所詮云御年貢鉄云公事料錢、年々未進之間、及神用

□□畢、争不言上其子細乎、然者任長綱之請文不及庄務之沙汰、可

被中分

文永十年十月 日 (紙継目)

石清水八幡宮寺雜掌の主張するところによれば、寛喜元年（一二三一九）

以前に三処長綱は石清水八幡宮寺に請文を捧げ、年貢鉄と公事料錢の納

入を条件に横田荘の預所職に補任されることを望んだという。そこで宮
寺側ではその望みを容れ、長綱を預所職に補し、ここに地頭請が成立す
る。横田氏の没落以来、現地を如何に掌握するかが重要な課題となつて
いたであろう官寺側にとつても、三処氏を通じて年貢鉄と公事料錢が安
定的に納入されるならば、この申し出は望ましいものであつたろう。し

かし、長綱が死去すると状況は一変し、長綱の後家尼による未進が続い
た。そこで宮寺側が子細を幕府法廷に訴えた結果、寛喜元年七月二十六
日、「公事料錢春五十貫・秋五十貫」と年貢鉄の納入を後家尼に命じる
関東下知状が出された。しかし後家尼による未進がなおも続いたため、
宮寺側では再度幕府法廷に提訴し、その結果、貞永元年（一二三三）地
頭請所を停止するよう幕府の裁定が下つた。後家尼は年貢の未進はない
旨を主張したものの、六波羅での審理が行われるや長綱存生の時と同様

に年貢鉄・公事料錢を納入することを請け負い、懈怠をしないことを条
件に引き続き地頭請所とすることを宮寺側に認めさせた。『宮寺縁事抄』

所引天福元年（一二三三）五月日「石清水八幡宮寺申文写」⁽¹⁰⁾によれば、

寛喜三年、宮寺側は公文として良仙法師を派遣したものの、かえつて後
家尼のために住宅を追捕され、資財雜物・数千石用途を抑留される有様
であったことから、宮寺側としても直接支配が難しいことを十分承知し

ており、地頭請所たることを引き続き認めざるを得なかつたのであらう。

その後、三処氏と宮寺側との相論は文永八年（一二七二）まで続けら

れ、その間宮寺の訴えにより三処景長は地頭代官を罷免されて弟実綱に

代わつた。

ここで、三処景長・実綱兄弟が「地頭御代官」とされていることに注
目したい。それでは、三処長綱後家尼以後の横田荘地頭正員は、どのよ
うな変遷を遂げたのであらうか。

（二）地頭北条時輔の登場と下地中分

横田荘をめぐるこれまでの研究によれば、【史料一】を文永八年の文
書と考え（『鎌倉遺文』は文永九年にかける）、文永八年に至るまでの横
田荘地頭正員は三処長綱後家尼であると考えられてきた。

しかし、そのような理解では文永八年十一月段階における横田荘の知
行者を「相模式部大夫」すなわち北条時輔とする文永八年十一月「関東
御教書案」【史料二】を整合的に説明することはできず、また後述のよ
うに横田荘および岩屋寺と密接な関係を有することになる北条時頼後室
(時輔母) 尼妙音の位置づけも明確にし得ない。また年紀については、
副進文書目録に「文永八年」と「今年」は明確に区別されており、この
文書が「文永八年」であると考えることはできず、料紙の接合からも先
に示した【史料一】の復元の如く「文永十年」と考えるのがよい。そこ
で、まずは【史料二】をみよう。

【史料二】

十二番 二百六十一丁一反六十歩

相撲九十一丁八反三百歩

多祢郷廿五丁一反小^{多祢} 日藏別官三丁^{同人}、三刀屋郷廿一丁

諏訪部三郎入道子、阿井郷十一丁^{法華堂別当僧都}、飯石郷十四丁四反
半^{日黒左衛門入道子、熊谷郷十七丁三反}、^{諏訪六郎}、相撲八十九丁九反小

赤穴庄五十丁一反六十步 赤穴太郎、馬木郷三十五丁二反大
左衛門尉、三沢郷四十四反半 飯島太郎、
舞七十九丁三反

横田庄五十五丁 相模式部大夫、三処郷九丁五反三百歩 〔延左衛門後家、
久野郷四丁三反半 中郡太郎六郎、白上八幡宮三十丁 地頭、末次保七

丁三反大土屋六郎、

この文書は、杵築社御三月会の頭役・相撲などにかかる用途の負担を軽減するため、幕府が出雲守護佐々木泰清・在国司朝山昌綱に命じて国内の田数を調査し、二十年に一度頭役を勤めるよう二十番の結番を定めたものである。その十二番に「横田庄五十五丁」がみえ、その知行者として「相模式部大夫」すなわち北条時輔の名が記されている。横田莊の次にみえる「三処郷」には「三処左衛門後家」とあるので、この注文に記されている知行者は地頭とみてよからう。

すなわちこの文書によれば、文永八年十一月段階における横田莊地頭正員は北条時輔ということになる。それでは、三処長綱後家尼に代わり時輔が地頭正員となつたのは、果たして何時のことであろうか。

その問題を解く手がかりは、やはり【史料一】にあった。【史料二】の傍線部によれば、未進を認める地頭代官実綱の返状¹²一通を得た宮寺側が弁償させるべく幕府に提訴した際、「文永二年より去々年にいたるまで」の未進が莫大である、と述べているのである。長綱後家尼が一貫して地頭正員の地位にあつたとするであれば、その未進は古く寛喜年間以前にさかのぼるはずであり、何故「文永二年」以来の未進が問題とされるのが、整合的に説明することはできないであろう。文永二年は、前年十月に六波羅探題に就任した時輔が從五位下・式部丞に叙任されていよいよ本格的に活動をはじめる時期であることを踏まえるならば、探題に就任した時輔の西国における基盤の一つとして、それまで未進を重ねて

きた三処長綱後家尼に代わり、横田莊地頭職が時輔に与えられたとみてよいと考える。一方三処氏も、地頭代官としての地位を確保し、それまで通り現地に臨むこととなつたのである。

再び【史料一】にもどり、その後の地頭及び地頭代と本所石清水八幡

宮寺との関係をみるとこととしよう。

同一年以来の未進を地頭代官に弁償させるべく、幕府に提訴した宮寺側であつたが、文永十年正月二十九日に出された関東御教書は、子細を「当地頭」に尋ねて調査するよう六波羅に命ずるものであつた。すなわち、前年の文永九年二月十五日北条時輔が六波羅において誅せられたのを受けて、横田莊の地頭正員も再び代わつていたのである。時輔に代わつた「当地頭殿」が誰であるのか、詳細は不明ながら、後述のようにあるいは北条時頼の後室で時輔の母である尼妙音とも考えられる。それまでの地頭・地頭代官による未進分の支払いをめぐるこの新たな地頭と宮寺の相論は文永十年の後半にいたるまで続き、同年十月、石清水八幡宮寺より下地中分の申請がなされるにいたる。筆者はさきに、【史料二】の申状案を復元し、その過程で【史料二】が文永十年のものであるとしたが、『石清水八幡宮史』¹³が文永八年のものとして收める次の【史料三】もまた文永十年のものである。

【史料三】 石清水八幡宮寺検校宮清申狀¹⁴

□八幡宮領出雲國横田庄可被中分 □事、雜掌法橋祐範申状案 □通
等副見書進覧之候、子細載状候歟、□事地頭令懈怠神用以下公事料□
□之間、任閔東貞永元年御下知状 □被止請所儀歟之由、所司等去年
就令 □言上候、去正月廿九日御教書付進 □波羅、被尋下地頭候畢、
雖可相待被彼 □右候、沙汰往複難治次第候之間、所詮 □中分之由、
申請候、仍雜掌令參上 □子細定申上候歟、御沙汰之時、可得 □御
意候哉、恐々謹言、

十月廿五日
(北条実時)
謹上 越後守殿
(官憲)
法印
(花押)

この文書は、【史料二】の祐範申状案とともに一番引付頭人北条実時のものに送られたもので、幕府の裁定に従つて時輔に代わって横田荘の地頭となつた者の返事を待つべきであるが、訴訟の往復が大変であるため、

すぐに中分の裁定をして欲しい旨を申請したのである。

中分の具体的な結果を示す史料は残されていないものの、建武元年八月、後醍醐天皇の綸旨により「出雲国横田荘・阿波國柳淵庄等地頭職」が八幡宮に付けられていることから、文永十年の申請を受けて横田荘において下地中分がなされたものと考えられる。

そこで次なる課題として、鎌倉後期における横田荘（主に地頭方）の変遷を探ることとする。

（三）横田荘の変遷と岩屋寺の興行

下地中分がなされたと考えられる横田荘は、その後どのような展開をみせたであろうか。

ここで注目したいのは、北条時頼の後室で時輔の母である尼妙音である。妙音と横田荘との関わりを示す比較的古い史料は、弘安四年（一二一八）に横田別宮が馬場に移された際の棟札に「平氏三所比丘尼妙音」とみえるものである。この棟札を实物について調査された今野慶信氏は、

この記述により、妙音の出自は平姓三所（三処）氏であることを指適しており、三所氏が左衛門尉長綱以来宮寺領横田荘を地頭請所としてきたことは既にみたところである。そして、妙音が三所氏の出自であるとすれば、文永二年に地頭正員が北条時輔に代わり、三所氏がそのまま地頭代として現地に臨んだ背景も理解されるのではなかろうか。すなわち時輔は、母方が相伝してきた横田荘地頭職を継承したと解釈できるだろう。

そこで、時輔亡き後の妙音の動きをさらに追うと、その晩年に次の三

度にわたり岩屋寺に寺領を寄進していることが注目される。

①延慶式年（一二〇九）四月八日「下中村權現田式段」（九・一〇）

（）内は本稿付載の翻刻の文書番号。以下同）

②正和式年（一二一三）三月五日「山本山野井田地壱町式段三日歩」

（同右）

③同年四月十七日「尾蘭村内権俗名壱町半」（同右）

④同年九月十五日「光明真言料田參段吉田作在山本」（同右）

これららのうち、②・③について寄進状の正文の存在を岩屋寺文書の中に確認することができる。妙音は、この後まもなく没したようである

（一〇）が、これらの寄進はどのような権限に基づくものであつたろうか。筆者は先に時輔以後の地頭正員が誰であるのか、その判断を保留したが、これらの寄進行為から、あるいは時輔滅亡後の横田荘地頭は妙音であった可能性もあるものと考える。岩屋寺は、行基菩薩の創建と伝えられる（一〇）寺院であるが、先に示した弘安四年銘の横田八幡宮棟札によれば同社の「供僧別當」として岩屋寺の円長が見えることから、鎌倉後期に妙音・横田八幡宮と結び付く形で発展した寺であつたといえよう。

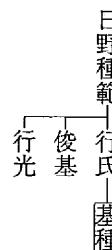
妙音の没後、横田荘（地頭方）はさらに新たな展開を迎える。すなわち、先に①・④として示した三町弱の土地は岩屋寺領を除く横田荘（地頭方）の大部分は、料所として展開するのである。

まず正和四年（一二一五）、同荘は鶴岡八幡宮仮殿造宮料所とされ、次いで翌年には六波羅探題北方造當料所となつた。さらに文保元年（一二一七）に至り、横田荘は幕府より内裏供御料所として寄進されるに至るのである（一〇）。料所とは、特定の短期的な政策目的のために付けられる遷代の所領であり、十四世紀初頭に至りこのような料所の事例が増加するのは、幕府権力が国家的な見地から所領を運用する政権へと成

長したことを見示すものである。

内裏供御料所として寄進された横田荘は、西園寺実兼の管領するところとなり、当初は同家の家司と考えられる中原行李季が現地を支配したものの、同人は間もなく改められ、やはり同家の家司である日野行氏が給主として知行し、肥後入道良円が現地に赴き支配するところとなつた（一〇）。なお、中原行李による文保二年五月廿一日付けの安堵状が注（17）①島根県立図書館所蔵の影写本にみえている〔鎌倉遺文〕二六六八二号）。

【系図】 日野氏略系図



その後、建武元年八月廿一日、後醍醐により横田荘の地頭方は石清水八幡宮領にもどされたものの、その後再び内裏供御料所となつてゐる（一〇）。恐らくは建武製權の崩壊を受けた処置であろう。その結果、先に同荘の給主であった日野行氏の息基種が給主となり、鎌倉末期以来同荘の現地支配にあたつていた肥後入道良円が引き続き現地に臨むこととなつた（一〇）。

それ以後の横田荘の展開過程については、次章において述べることとしたい。

二 訴訟の展開にみる光嚴院政下の雜訴沙汰

本章では、『出雲若屋寺』所収文書により横田荘内岩屋寺領をめぐる訴訟の経過をたどりつつ、光嚴院政下で興行された雜訴沙汰の特質を探ることとしたい。ここで係争の対象となつてゐる岩屋寺領は、先に妙音により寄進された①～④の所領であり、これらの所領が横田荘の他の部

分と同様内裏供御料所に属するのか、それとも岩屋寺領として免除地となるのかをめぐつて相論が展開する。

（一） 岩屋寺による提訴と訴訟の展開

康永元年（一三四一）一一月、岩屋寺の院主祐円は、横田荘雜掌良円による寺領への押妨を訴える訴状（一〇）を光嚴上皇の法廷に提出した。この訴状は受理され、柳原資明⁽¹⁸⁾が訴訟の担当奉行となり、早速良円の主人で横田荘給主の日野基種に対し訴状への回答を命じた（一一）。

ここで注目されるのは、（一一）「出雲国横田荘内岩屋寺領目安案」である。訴人の側が訴状とともに目安を提出するという事例は管見の限り皆無であり、かつそのような蓋然性は低いことから、この目安は訴訟を受理した側が論点を整理する目的で作成したものである。

陳状の提出を求められた基種が現地にいる雜掌良円の回答を取り寄せているのと行き違いに、岩屋寺より重ねて訴状が提出されたため、資明は基種に回答を督促している（一三）。同年一二月に入り、雜掌良円の請文が基種のもとにもたらされ、基種は自身の請文を添えて回答として提出した（一四・一五）。

既に森茂曉が明らかにしているように、当該期の雜訴沙汰は一問・二答を原則としていることから、再び岩屋寺側の申状が提出され（一六）、これに対する基種側の反論もなされたものと推定される。

二二問に二答を経た光嚴の法廷では、翌康永一年六月二十七日、雜訴沙汰評定において岩屋寺に係争地を返還するように命ずることに決した（二四）。この時期、雜訴沙汰の式日は七日・十七日・二十七日であった。

ここで注目されるのは、奉行柳原資明評定での決定を受けた奉行柳原資明の動きである。資明は、論人日野基種の叔父にあたる前大学頭日野行光（系図 参照）を通じて判決原案の方向性を基種に伝え、確定判決としての院宣が発給される前に、無事に事を納める動きに出てゐるの

である。それを示すのが（一七）であり、この院宣は次のように解釈することができるであろう。

（一七）岩屋寺の寺僧祐円が訴えてきている権俗名の免田について、

評定目録（の内この案件に関わる部分の抜粋）を内々にお目にかけます。直接（私が日野基種に）伝えるべきところですが、以前より事情を承知しておりますのでこのようにななたに申し上げるのであります。あなたから、基種にお伝えください。

このような柳原資明の配慮は、どのような背景によるものであるうか。一つは、内裏供御料所という横田荘の性格にあると考えられる。料所とは言いながら、同荘が鎌倉幕府により内裏に寄進されてより、建武年間の中斷はあるもののほぼ二十五年が経過しており、同荘は内裏供御料所として固定化しつつあつたとみてよいだろう。資明は、広義の皇室領莊園として、同荘の安定を考えたのではないだろうか。

さらにもう一つの背景として、論人日野基種の立場が考えられる。先に述べたように、この家は鎌倉期以来西園寺家の家司として活動してきた家であり、基種の父行氏は西園寺実兼が管領していた横田荘を知行していた。行光も西園寺実俊の家司として活動している。⁽²¹⁾ 基種の父行氏は歴応三年（一二四〇）二月十九日正三位に叙せられて間もない廿二日に没している。基種自身は、康永三年（一二四四）頃には従四位下への叙位が遅れしており、稍焦りがあつたようである。『師守記』康永三年正月十四日条によれば、昇叙に漏れた基種は「今度榮身人数不審候、御勘文次第委細被『勘付』候者、悦入候」と外記中原師守に抗議を申し入れている。一方で基種は、持明院殿での仙洞詩歌御会には頻繁に参加し、院殿上人でもある光嚴上皇の近臣であつた。

（一七）にみえる奉行柳原資明の仲裁は、内裏供御料所に波風を立てまいとする意思と、上皇の近臣という論人日野基種の立場を考慮したも

のであつたと考えられる。

（二）岩屋寺院主祐円の死去と訴訟の継続

奉行柳原資明の調停が行わっていた康永三年（一二四四）九月廿六日、岩屋寺院主祐円が没した（二三）。しかし寺領の帰属をめぐる訴訟は祐円の後をうけて院主となつた祐源に引き継がれ、同年十一月には祐源の訴状が提出された（一八）。これを受けて資明は、上皇の意を体ながら基種に自発的な土地返付を促している。

（一九）横田荘内岩屋寺院主祐源が訴えている権俗名などについて。再度の訴状と添付書類を送ります。この案件については、（昨年六月の雑訴沙汰評定で）上皇様の御採決があり、以前に院宣を伝えました。係争地は（横田荘全体の中では）非常に狭い土地でしようから、訴訟が起ることのないよう、現地の雑掌にあなたからお命じ下さいと、上皇様が内々に仰せです。前述のような背景を踏まえて、穩便に決着を図ろうとする上皇・資明の動きをみて取ることができるだろう。しかし、このような資明の動きにもかかわらず、雑掌良円・基種側からは陳状が提出され（一〇・一一）、さらに岩屋寺も反論（二二）する事態となつた。

岩屋寺より（二三）の提出を受けた資明は、（二三）を岩屋寺側に渡して基種のもとに持参させた（二四）。

（二四）出雲国横田荘内岩屋寺院主が訴えていた岩屋寺の寺田について。雑訴沙汰評定の結果については、この前、前大学頭（日野行光）がおいでになつた時に伝えました。きっとあなたの耳に達しているでしよう。こうなつたからには、良円が上京して言うことがあるでしようから、あなたから良円をお尋ねください。

(三) 貞和三年の提訴と円観の登場

光嚴上皇の意を受けた奉行柳原資明の度重なる調停にもかかわらず、岩屋寺領に対する基種・良円側の妨げはなおも続いたようである。この事態を受けて岩屋寺側では、貞和三年に至り再度提訴に及んだ（二四）。しかも、この度は「恵静上人」（円観）を仲介に立てて提訴に及んだのである。円観は、鎌倉期以来王権の帰依が篤く、文保元年（一二一七）には伏見上皇のために説法して帰依を受け、嘉暦元年（一二三二六）には法勝寺修造の大勧進に任せられた。やがて後醍醐の倒幕計画に参与して奥州に流されたものの、元弘三年（一二三三三）に帰京した。翌年になると足利尊氏は鎌倉に法戒寺を建立して円観を開山とし、尊氏の建武政權離反後は北朝方として活動している。このように公武の崇敬を受けた円観は、後伏見・花園・光明・光嚴の戒師となつたと伝えられ、「五朝戒師」と呼ばれたとの伝承が生ずるほどであった。²⁴⁾

岩屋寺がどのような縁により円観を頼つたものか、その間の事情は明らかではないが、円観は播磨の書写山や觀山に学んでいる天台系の僧侶であることから、あるいは出雲国鰐淵寺を通じてのことであるうか。これを受けて光嚴の法廷では、岩屋寺より提出された寺田のリスト（九）の分については、すぐに岩屋寺に返還するよう基種に院宣が下り（二）、そのことが奉行柳原資明により円観にも伝えられた。

これを受けて、基種・良円の側では渋々避状を出したものの（四・三）、その後基種は病と称し、また良円は遠く出雲の現地に赴いていることを口実にして土地の返付を行わなかった。このような事態を受けて、岩屋寺では再び円観を通じて提訴し、十一月七日の評定を経て岩屋寺の言い分を認める院宣が発給された（二七）。

のような性格をみてとることができよう。第一に、評定の場それ自体は理非にもとづく判断がなされる場であったものの、その判断を実行に移すためにはいくつかの障壁があった。それは、一つには所領の性格や訴人・論人の立場を考慮して、穩便な解決が模索されたことである。本件の場合、内裏供御料所という所領の性格や、上皇の近臣である基種に対する配慮が働き、奉行による仲裁がなされている。換言すれば、柳原資明が多く訴訟に関わる練達の奉行であつたからこそ、このような配慮が働いたともいうことができるだろう。一方、理非に基づく判断を実行に移そうとするペクトルも存在し、それを実行に移すためにはやはり権力中枢との縁によらなければならなかつたのである。

三 具書案の作成

以上、東京大学史料編纂所所蔵『出雲岩屋寺文書』を主な素材として横田荘の歴史的展開を跡づけるとともに、光嚴院政下における雑訴沙汰の展開について述べたが、最後に本具書案が作成された契機について探つておくこととする。

その前提として、まずは内裏供御料横田荘のその後の展開過程を概観しておこう。

当初は遷代の料所としての性格を有していた横田荘が、次第に皇室領莊園として固定化する様相をみせていたことは既に指摘したところである。このような傾向は、室町期を通じてさらに強固なものなり、天皇が代々相伝していく所領となつていった。「東山御文庫記録」丙四十所収『後光嚴院御記』応安三年（一二七〇）九月四日条によれば、後光嚴が譲位の意思を示した際、皇太子緒仁（翌年即位して後円融）に渡すべき所領として備前・遠江・因幡国の国衙領、丹波国栗作莊、同郡家村、備前國豊原莊、近江國船木莊と並んで出雲國横田莊がみえている。²⁵⁾その

以上のような訴訟の経過を通して、光嚴院政下における雑訴沙汰の次

後横田荘は、『明徳記』により後円融上皇の所領となつてゐることが確認される。すなわち同記によれば、足利義満は播磨守護山名満幸が横田荘を押妨することを止めようとしたことを契機として、満幸が和泉に赴き山名氏清を頼つたことが、明徳の乱の端緒をなしたという。この所伝の当否はさておき、応永元年（一三九四）十一月には、横田荘半分が後円融の追善料所として泉涌寺雲龍院に寄進されていることから、同荘が

後光厳—後円融と伝えられたことは認めないと考える。さらに【看聞日記】永享五年（一四三三）十二月十二日条によれば、室町殿より後花園に進上された所領のうちに横田荘がみえる。以上のことから、横田荘は鎌倉後期以来の知行権を武家の援助を得つつある程度安定的に確保していたということができるだろう。同荘から貢租がもたらされたことは、天正年間まで跡づけることができる。

このように、横田荘全体が天皇家の御料所として展開していく中で、岩屋寺領はどのような変遷をたどつたのであろうか。

岩屋寺は、觀応元年（一三五〇）には足利尊氏より大般若經の転読を命じられ、同三年十月には出雲に攻め入つた山名師義より禁制を獲得した。その後も山名氏より寺領の寄進をうける中で、注目されるのは文安元年（一四四四）八月二十五日に岩屋寺領が内裏造営段錢の免除を獲得している事実である。

【史料四】三沢為清免除状

今度内裏段錢事、横田庄地下等、其外寺々悉雖致沙汰、於岩屋寺者、先規綸旨・院宣・尊氏將軍依有御判等免許状、如件、

文安元年八月廿五日 為清（花押）

岩屋寺大林坊

この時の免除申請に際し、尊氏の御判とともに綸旨・院宣が証拠文書として書き上げられていることは注目される。

後光厳—後円融と伝えられたことは認めないと考える。さらに【看聞

日記】永享五年（一四三三）十二月十二日条によれば、室町殿より後花

園に進上された所領のうちに横田荘がみえる。以上のことから、横田荘

は鎌倉後期以来の知行権を武家の援助を得つつある程度安定的に確保し

ていたということができるだろう。同荘から貢租がもたらされたことは、

天正年間まで跡づけることができる。

このように、横田荘全体が天皇家の御料所として展開していく中で、

岩屋寺領はどのような変遷をたどつたのであろうか。

岩屋寺は、觀応元年（一三五〇）には足利尊氏より大般若經の転読を

命じられ、同三年十月には出雲に攻め入つた山名師義より禁制を獲得し

た。その後も山名氏より寺領の寄進をうける中で、注目されるのは文安

元年（一四四四）八月二十五日に岩屋寺領が内裏造営段錢の免除を獲得

している事実である。

【史料四】三沢為清免除状

（1）請求記号〇〇七一一一八。

（2）東京堂出版、一九八九年。

（3）高橋一郎「古代社会の展開」「中世の横田」（横田町誌編纂委員会編

以上の考察を通して述べ來たつたことをまとめておく。

第一に、文永十年に幕府法廷に提出された石清水八幡宮寺の申状案を復元しつつそれを読解することにより、三所氏による地頭請所が北条時輔の所領を経てその母尼妙音の支配するところとなる過程に、一応の道筋をつけた。その背景にあつたのは、三所氏に出自をもつ妙音を核とする、母系による所領の相伝であった。

第二に、問題の具書案の検討を通して、南北朝期における横田荘の様子を述べつつ、光嚴院政下における雜訴沙汰の性格を考え、理非に基づく判断を実効性のあるものにするには、権門中枢との縁というベクトルが重要な意味を持つことを論じた。

最後に、本具書案の成立する背景を探りつつ、室町期の横田荘について概観した。

戦国期以後、とくに僧快円による岩屋寺興行のあり方など、本稿において論じることのできなかつた問題の考察を今後の課題としたい。

おわりに

本稿において検討した具書案が、横田荘全体が内裏供御料所であるにも関わらず、岩屋寺領のみは給主の支配が及ばないことを証拠立てている文書群からなることを考えると、これらの具書案は御料所としての課役の免除を申請するために作成されたものであり、その一つの有力な画期としては文安四年の内裏造営段錢の免除申請ではなかつたかと考える。

- (4) 「横田町誌」同委員会、一九六八年)、同「奥出雲の新補地頭二沢氏」上・下(『山陰史談』一四・一〇、一九七八・八四年)。
- (5) 石清水八幡宮文書。『大日本古文書 家分け第四』石清水文書之一――三三号。『平安遺文』一九五九号。
- (6) 岡田実「別宮莊園に関する若干の考察―神社経済研究の一断面―」(『国史学』一三、一九三三年)。
- (7) 岩田実「別宮莊園に関する若干の考察―神社経済研究の一断面―」(『国史学』一三、一九三三年)。
- (8) 益田家文書。『平安遺文』四一七八号。『大日本古文書 家分け第二十』二益田家文書之一一一号(七)。
- (9) 石清水八幡宮文書。『平安遺文』四二二一七号。『大日本古文書 家分け第四』石清水文書之一一三三号。
- (10) 前掲『横田町誌』一三五頁。
- (11) 東京大学史料編纂所所蔵写真帳『齊民要術紙背文書』(請求番号II六一七一、〇七一七)七三・七七・七四・五〇・四四丁。『鎌倉遺文』は七三・七七・七丁の三紙を一一七五号、五〇丁を一一七六号としてともに文永九年にかけて収載しているが、その筆跡から全五紙からなる一通の文書と判断され、年紀も文永十年のものと確定される。
- (12) 『鎌倉遺文』四五二二号。
- (13) 千家文書。『鎌倉遺文』一〇九二二号。
- (14) 前掲注(9)史料編纂所所蔵写真帳『齊民要術紙背文書』九五丁。
- (15) 石清水八幡宮文書。『南北朝遺文』中國四国編一一六二号。
- (16) 前掲『横田町誌』一六九頁。また、「段かづら」五号に今野慶信氏の紹介があり、妙音が三处氏の出自であることを指摘している。
- (17) 前者は『鎌倉遺文』一四八一七号、後者は『同』一二四八四七号。なお岩屋寺の所蔵文書については、原本の閲覧が不可能な現在においては①島根県立図書館所蔵の影写本「島根県史 中世資料」所収の『岩屋寺藏文書』、②東京大学史料編纂所所蔵の影写本『岩屋寺文書』によつて利用
- (18) 資明は、同時代には「柳原殿」と呼ばれることがあるものの、多くは「日野大納言」の呼称を以つて呼ばれている。しかし本稿では、当該相論の論人が日野基種と同じく「日野」であることから、煩雜を避けて後代に定着する家名を冠して「柳原」資明と記す。
- (19) 森茂暁「南北朝期公武関係史の研究」(文献出版、一九八四年)第三章。
- (20) 基種・良円側の二度目の陳状は残されていないが、(二四)に「被召整二問二答訴陳状」とあることから推定される。
- (21) 『園太曆』貞和元年二月十四日条など。
- (22) 基種の昇叙の希望は、この相論の最中である貞和二年二月以前には叶つたようである(『園太曆』同年二月十八日条に「基種朝臣」とみえる)。
- (23) 『園太曆』同年二月十八日条など。
- (24) 円觀については、五味文彦「後醍醐の物語―玄惠と惠鎮」(『国文学』三六一―二、一九九二年)、小木曾千代子「惠鎮(円觀) 上人年譜稿」(『太平記の成立』汲古書院、一九九八年)を参照。なお、関係史料は『大日本史料』延文元年三月一日条(第六編、二〇冊、三七七頁)の卒伝にまとめられている。
- (25) 『大日本史料』六編一三三冊、二六〇頁所引。
- (26) 泉涌寺文書。『大日本史料』七編一冊、七四〇・四一頁所引。
- (27) 前掲注(17)島根県立図書館所蔵の影写本「島根県史 中世資料」所収『岩屋寺藏文書』のデュープファイルムによる。

◆東京大学史料編纂所所蔵『出雲岩屋寺文書』

(題鑑)

〔出
岩屋寺文書〕

避渡彼僧候、以此旨可有御祓露候、恐惶謹言、
〔日野〕
〔良円〕
〔良円〕
〔日野〕
〔良円〕
〔良円〕
〔日野〕
〔良円〕
〔良円〕
〔日野〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕

〔雜掌〕
〔良円〕
〔良円〕

〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕

〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕
〔良円〕

(四) 日野基種書状案

〔基種朝臣遣状案〕

〔岩屋寺々僧弘円申横田庄内権俗名問事、

〔雜掌〕
〔良円〕
〔良円〕

〔可得御意候、基種恐惶謹言、

〔貞和三〕
〔日野〕
〔良円〕
〔良円〕

〔八月廿七日〕

〔日野〕
〔良円〕
〔良円〕

(五) 円觀書状案

〔圓鏡上人消息案〕

〔追申、

〔為後証亞相家被封雜掌請文之裏候畢、

〔殊目出度可有御存知候也、

〔橫田庄内権俗名等事、日野大納言家御文副基

〔雜掌請文如此候、子細見狀候歟、無相違候之条、

〔臣狀并此候、子細見狀候歟、無相違候之条、

〔目出候、恐々謹言、

〔貞和三〕
〔九月四日〕

〔沙門〕

〔円觀〕
〔良円〕
〔良円〕

〔謹上〕

〔岩屋寺衆徒御中〕

(六) 日野基種書状案

〔基種朝臣二ヶ月度狀案〕

〔自去月之比所勞事候之間、久不參申入候、抑

〔殊恐入候、得減候者、最前可參申入候也、抑

〔橫田庄岩屋寺訴事、加下知候之間、捧請文

〔間事、謹奉候畢、此事就課役重々難儀

〔子細候之上、所申曾無其謂候之由、度々言上仕候畢、然而一途被仰下旨候之上者、先可

〔彼僧、可仰含候哉、基種恐惶謹言、

貞和三
九月十七日

(日野)

(七) 雜訴沙汰評定目錄案

安堵 院宣之時雜訴沙汰目六案

貞和二年十一月七日

(同觀) 惠鎮上人申、出雲國橫田莊內岩屋寺

院王弘円申寺田事、

同申云、(日野) 基種朝臣雖召進雜掌請文、無遵

行寒之上者、可全管領之由、被下院宣之

條、何事有哉、

參仕人々

(洞院公貞)

前右府

(隆謙)

四條大納言

(長光)

葉室前中納言

(柳原資明)

御參

(良円)

日野前大納言殿

平中納言

(宗経)

大藏卿

(高階雅仲)

御參

(良円)

日野前大納言殿

延慶式年四月八日

一、山本山野并田地壱町弐段三百步

正和式年三月五日

一、尾蘭村内權俗名壱町半

正和式年四月十七日

一、光明真言料田參段吉田作在山本

正和式年九月十五日

(九)

出雲國岩屋寺領目錄案

被下基種朝臣田地目六案
出雲國橫田莊內岩屋寺住持弘円申寺田

山野等事、

[田式段カ]

一、下中村權現

[田式段カ]

延慶式年四月八日

一、山本山野并田地壱町弐段三百步

正和式年三月五日

一、尾蘭村内權俗名壱町半

正和式年四月十七日

一、光明真言料田參段吉田作在山本

正和式年九月十五日

(一〇) 出雲國岩屋寺院主祐円申状案

○コノ文書、冒頭ノ数行欠失ス、宣明ノ考定・補写ニカカル短冊状ノ押紙三葉(二行半分)ヲ

貼付ス、

(押紙) 出雲國横田莊內岩屋寺田畠山野等事、欠文如此類、宣明某考

(押紙) 右抑當山岩屋寺者、行基菩薩草創、本尊十一面

(押紙) 一觀音者、泥佛、等身、一

石抑當山岩屋寺者、行基菩薩草創、本尊十一面

觀 世音 泥佛、等身、 四天王安置靈場、有彼峯巖窟則大聖不動

明王靈窟、鎮守藏王權現和光利物垂迹、當庄第一伽藍、

國中無其隱靈驗殊勝寺也、爰本主岩屋堂禪 尼妙音 (北条時頼後室・時輔母)

或為現當一世、或為天長地久御祈禱、以彼料田畠

為庭弱、去正和五年三月五日、同四月十七日、同九月十五日、延慶

二年四月八日寄進之間、寺家知行無相違、而妙音他界之後、

右、於彼石屋者、奉始最明寺殿、代々御

去正和年中以当庄被寄閑東鶴岡八幡宮仮殿造當料所

之時、彼田畠等寺家知行無相違^(是)、次被成六波羅^(北方)造當

料所之時、寺家管領同前^(是)、次被進内裏料所、^(北)山殿^(神紙)「^(西園寺家兼)」^(中原)造當

御管領之時、御雜掌越中左衛門尉行季成安堵状、仍

寺家知行同前^(是)、次被改行季、被補同候人新三位^(于時刑部卿)

行氏卿之間、彼御代官肥後入道良円多年知行時、件

田畠等寺家管領無子細^(是)、次吉野院御代建武年中

石清水八幡宮御寄進刻、成社務安堵状之間、寺家

進止無相違^(是)、次去建武年中如元被進内裏供御料所

畢、彼田畠山野等寺家管領無相違者也、而為当庄御給主

民部少輔殿御代官件良円今年始押妨彼田畠之間、

対給王御方雖歎申、不被許容之条不便之次第也、且至

此御時被顛倒彼田畠等、及当寺之滅亡、寺僧悉交

山林之条歎而有余、所詮当庄為公領之上者、必不可依給主

非法歎、然者被成下安堵院宣、被停止良円押妨、全寺家

管領、為抽天長地久御祈禱精誠、恐惶言上如件、

康永元年十一月 日

(一) 出雲国横田莊内岩屋寺領目安案

寺家
目安

出雲国横田庄内岩屋寺田畠・山野等事、

寄進本主岩屋堂禪尼妙音^(圓東最明寺禪門後室)、
時輔文永九年二月於六波羅滅亡畢、妙音正和二年

十二月廿八日他界、至当年三十ヶ年歎、^(八日)

一、延慶二年四月〇、当寺權現田、同庄下中村内貳段、
一、正和二年三月五日、同庄内山本一所、在山野、

一、同年四月十七日、同庄内権俗名壹町半、
一、同年九月十五日、 吉田作三段、

一、妙音他界後、正和四年、被成鎌倉鶴岡八幡宮仮殿
料所之時、知行無相違、

一、同五年、被成六波羅北方造當料所之時、知行同前、

雖然於権俗名給主成違乱之間、就申子細、同二年

五月廿一日、北山殿御代官越中左衛門行季成安堵之間、
知行無相違、

一、文保元年、被進内裏供御料所之時、知行同前、

一、同年四月十七日、同庄内権俗名壹町半、
一、同年九月十五日、 吉田作三段、

(二) 光嚴上皇院宣案

御院宣安^(案)

出雲国横田庄内岩屋寺院主祐円申寺田

山野等事、解状如此、子細見状候歎、所申無

相違哉之由、内々被仰下候也、謹言、

康永元年十一月廿一日

前民部少輔殿^(柳原) 資明

(三) 光嚴上皇院宣案

祐円申岩屋寺田地山野等事、

重申狀副具書如此、之事先度被仰下候

了、急可被申左右之由、重被仰下候也、

(15) 光嚴院政の展開と出雲国横田莊（杉山）

(一四) 出雲国横田莊雜掌良円請文案

敵方請文案

内裏供御料所出雲国横田庄内岩屋寺院主祐円

康永元十二月十二日 資明
前民部少輔殿

(柳原)

相尋候之處、雜掌請文如此、子細見状候
歟、殊可然之様可有御披露候、基種謹言、

十二月十九日

(日野)

基種

(一六) 出雲国岩屋寺院主祐円重申状案

寺家申状案

出雲国横田庄内岩屋寺院主祐円重申当寺々田

畠山野等事、

如當庄給主民部少輔殿御請文者、寺領之條、

本主岩屋寺禪尼寄進以來代々給主安堵狀

悉御承伏之上者、勅裁不可及予儀御沙汰候

哉、然早預安堵聖斷、弥可抽御祈禱之忠節

之由相存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

十二月廿五日

僧祐円

(一七) 光嚴上皇院宣案

院宣案
岩屋寺々僧祐円申権俗名免田等事、

評定目錄内々進覽之候、直雖可

申候、先日委細存知事候之間、

如此申候、可令口伝給候、謹言、

康永二年八月廿二日 資明

(日野行光)
前太学頭殿

(一五) 日野基種請文案

計御披露候矣、恐惶謹言、

康永元

十一月 日

雜掌良円 請文

横田庄内権俗名等事、任仰下候之旨

(一八) 出雲国岩屋寺院主祐源重申状

寺家申状案
出雲国横田庄内岩屋寺院主僧祐源謹言上、

欲早重被經御沙汰、被成下院宣、致御祈禱忠勤

寺領当庄内山本山野・権俗名・権現田以下等事、
子弟等面々彼権俗名近日可預勅裁之旨、於國百姓姓
副進

一卷 總旨・院宣以下支証等

右、彼免田者寺家管領代々無相違之処、民部少輔殿
被收公之間、依歎申、所申非無其謂之上者、可被致
計沙汰之由、悉雖被成下院宣於給主方、于今押知行
之条、難堪之次第也、所詮重被經御沙汰、被成下
安堵 院宣者、弥為抽御祈禱之忠勤、重言上如件、

康永二年十一月 日

(二) 日野基種請文案

横田庄内権俗名間事、先日被仰下候之趣

相尋候處、雜掌重請文如此、子細見狀

候歎、殊可然之様可有御披露候哉、基種

謹言、
〔日野〕
基種

康永二年十二月十四日

(二) 出雲国岩屋寺院主祐源申状案

寺家申状案
出雲国横田庄内岩屋寺院主祐源申状案

〔日野基種〕
横田庄内岩屋寺院主祐源申状案、御給主

民部少輔殿御消息并雜掌良円申謹拝見仕畢、

抑彼良円申状云、先日私可相計之由被仰下之、為

當庄大一熟名之上、且云庄家引懸・傍例・旁難題候

上者、曾非御沙汰之限候乎云々、此条往古寺領稱為熟名

争恣良円可令押領哉、次庄家引懸・傍例・難題難

何事哉、於仏陀寄進之地者、不可及改御沙汰之条

古今例也、良円失術計之余歎、併所仰賢察也、同

状云、彼祐円去九月廿六日令他界訖、爰彼跡弟子等少々
沙汰之限候乎、而彼祐円去九月廿六日令他界訖、爰

彼弟子等少々雖在之、譜弟未治定、而依如此藉亂、彼
弟子等面々彼権俗名近日可預勅裁之旨、於國百姓姓
等相触之間、御年貢以下色々物不致其弁候之条
可為如何様候乎、何様節季・元三御公事可欠

如仕候、為御心得自兼日令言上之候矣、仍目安
状如件、

康永二年十二月 日

安堵 院宣者、弥為抽御祈禱之忠勤、重言上如件、

(一) 光嚴上皇院宣案

横田庄内岩屋寺院主祐源申状案

〔日野基種〕
横田庄内岩屋寺院主祐源申状案名

等事、重申状書〔日野基種〕如此、々事有御沙汰、

先度被仰下候畢、為最減少之地歎、
無訴訟之様可令下知給之由内々被

仰下候也、謹言、

康永二年十二月十一日 資明
〔日野基種〕

前民部少輔殿

(二) 出雲国横田莊雜掌良円申安状案

〔日野基種〕
出雲国横田莊雜掌申

右、當庄内岩屋寺院主祐円掠申同庄内権俗名之間

事、先日私可相計之由雖被仰下之、為當庄大一熟名

之上、且云庄家引懸、且云傍例、旁難題候上者、曾非御

沙汰之限候乎、而彼祐円去九月廿六日令他界訖、爰彼跡弟子等少々

雖在之、譜弟未治定、依如此藉亂、彼弟子等面々権俗

名近日可預 勅裁之旨、於百姓等相触之間、御

年貢以下色々物不致其弁候之条、可為如何様候哉、

節季・元三御公事可欠如仕候、為御心得自兼日令

言上之候云々、此条存外申状、寺領訴訟之時、祐円

為院主令參訴之処、不預御裁許令他界畢、

雖然云門弟云寺僧、令相續彼訴訟之条、不違傍

例者也、其上當雜掌祐源為弟子之上、自祐円存日之

時為代官令參訴畢、次御年貢節季元三御公事

等可欠如由事、就最減少寺領、年貢十一貫余

文之訴訟、爭可及惣庄千六百余御年貢之違乱

哉、次百姓不致其弁由事、被寄事於左右歟、奸曲

無極候、所詮為散御不審、根本寄進狀并所被成

下院宣・地下文書等案、謹進覽之、以此旨可有御

披露候、恐惶謹言、

康永三年六月九日

僧祐源

副進

四通 院宣案康永元年十一月廿一日、同十二月十二日、

一通 御教書案付貞和元

右

田地山野等者、為御寄附之地、寺家進止之条、贈歲霜之處、

當給主押妨之間、就經奏聞、被召整二問二答訴陳狀、去康永

二年六月廿七日被逢御評定刻、可被返付寺家之由、御評定

落居目錄分明也、仍被止押妨、可有遵行之旨、同八月廿六日・同

十一月十二日、雖被成下嚴密 院宣、每度依違背之、去々年

十一月七日重被成御教書之間、雜掌雖令持參之、猶以不申

散狀、不被遵行之間、歎申之刻、地下預所肥後前司入道父子

雖令去渡下地、民部少輔殿立帰而被濫妨之条、御沙汰更

無尽期者哉、且庭弱寺僧等、數々年疲在京失術計者也、無

争御憐憫哉、然早被絰御 奏聞依度々

勅裁・數代相伝之

実、任御評定落居目錄等、直下給安堵 勅裁、奉仰有

道之責、全寺用、弥為抽御祈禱之丹誠、恐々日安言上如件、

歎、謹言、

康永四年十一月七日

貞和三年五月 日

(二四) 出雲國岩屋寺雜掌道源申狀案

出雲國横田庄内岩屋寺雜掌道源申目次

欲早經急速御 奏聞、任度々 勅裁依為數代

寄附寺領、下給安堵 院宣、被停止當庄給主

官野基種 民部少輔殿非分違亂、全寺領、弥抽御折 祗忠勤、當

寺領權俗名壹丁半并權現田武段及山本山野

等事、

(二五) 光嚴上皇院宣案

出雲國横田庄内岩屋寺申田地事、注文如此、

(二三) 柳原資明書状案

御奉行消息案

出雲國横田庄内岩屋寺院主申

日野行光

寺田事、御沙汰之次第先日前祭酒

日野行光

光臨之時伝申候了、定被達候歎、

所詮良円參申旨候、可令尋聞給候

歎、謹言、

康永四年十一月七日

(日野基種) 前民部少輔殿

(二五) 光嚴上皇院宣案

出雲國横田庄内岩屋寺申田地事、注文如此、

於此分者、不日可被返付、若猶不被下知者、直
可有 勅裁、可令存知給之由、被仰下候也、仍執達
如件、
貞和三

(柳原) 貞和三
五月八日
前民部少輔殿
(柳原) 資明

(二六) 柳原資明書状案

横田庄内岩屋寺申寺田事、任注文之旨
可返付之、若猶不加下知者、直可有 勅裁
之由、被仰基種朝臣候了、可令存知給
之旨、被仰下候也、恐々謹言、

(柳原)
資明

(内觀) 五月八日
恵鎮上人御房

(二七) 光嚴上皇院宣案

出雲国横田庄内岩屋寺住僧弘円
申権俗名等事、基種朝臣可避
与之由乍進請文、無遵行実云々、此上者

早可全領知之由、可被伝仰弘円

之旨、

院御氣色所候也、仍執達

如件、

(柳原) 貞和三年十一月九日
(内觀) 日野大納言家
在判

惠鎮上人御房